

令和8年(2026年)1月スタート

村上税理士の

確定申告期でも実施します「相続税個別サポート」

確定申告期でも実施します

相談日・火曜日

完全予約制 60分無料

1月 1月 1月
27 20 13
日 日 (火)

3月 3月 3月
10 24 10
日 (火) 日 (火)

これまで決算期(確定申告期)には受付を停止していた「相続税個別サポート」が、令和8年1月より、期間に関わらずご相談いただけるようになります。

本財団の顧問税理士・村上明雄先生による個別相談がスタートします。

相続税の問題は、予期せぬタイミングで発生することも多く、早めの準備や専門家への相談が大切です。

2月 2月 2月
10 24 10
日 (火) 日 (火) 日 (火)

午後1時～2時
2時 10分～3時
3時 20分～4時
20分

午後1時～2時
2時 10分～3時
3時 20分～4時
20分

相談場所

めぐろ青色申告会
3階会議室

*エレベーターなし



税理士プロフィール
村上 明雄 先生
*本財団顧問税理士

むらかみ あきお
に資産税事務(相続税や譲渡所得等)を担当。平成5年以降は国税局の資料調査課等で大口・複雑な調査困難事案の調査に従事した経験から、皆様のご要望に沿った具体的な相続税対策等をアドバイスできます。

※ご希望の方は、事務局へご連絡ください。

4月以降は例年通り(水曜日:菅野税理士、金曜日・土曜日(特別サポート日午前のみ)・田中税理士)となります。